

平成 23 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社和井田製作所
代表者名 代表取締役社長 岩崎 年男
(JASDAQ・コード 6158)
問合せ先 取締役管理本部長兼経理部長
名和 芳治
電 話 (0577)-32-0390

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 29 日開催の取締役会において、平成 23 年 9 月 15 日開催予定の第 82 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期（事業年度の末日）を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在 : 毎年 6 月 20 日 (事業年度 毎年 6 月 21 日から翌年 6 月 20 日まで)

変更後 : 毎年 3 月 31 日 (事業年度 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

(注) 決算期変更の経過期間となる第 83 期は平成 23 年 6 月 21 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 9 ヶ月 11 日決算となる予定であります。

2. 決算期変更の理由

当社の事業年度は毎年 6 月 21 日から翌年 6 月 20 日までであります。業界他社の事業年度に合わせ、業績等の他社比較により経営戦略の精度を向上させるため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに変更するものであります。

3. 定款変更の理由

事業年度の変更に伴い、現行定款第 15 条（定時株主総会の基準日）、第 42 条（事業年度）、第 43 条（剰余金の配当の基準日）及び第 44 条（中間配当）につき所要の変更を行うとともに、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

4. 定款変更案の内容

変更案の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6 月 20 日</u> とする。	第 3 章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算 (事業年度) 第 42 条 当社の事業年度は、毎年<u>6 月 21 日</u>から<u>翌年 6 月 20 日</u>までの 1 年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>6 月 20 日</u>とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当) 第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12 月 20 日</u>を基準日として中間配当をすることができる。	第 7 章 計 算 (事業年度) 第 42 条 当社の事業年度は、毎年<u>4 月 1 日</u>から<u>翌年 3 月 31 日</u>までの 1 年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3 月 31 日</u>とする。 2 (現行どおり) (中間配当) 第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9 月 30 日</u>を基準日として中間配当をすることができる。 <u>附 則</u> <u>第 1 条 第 42 条の規定にかかわらず、第 83 期事業年度は、平成 23 年 6 月 21 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 9 ヶ月 11 日間とする。なお、本附則は第 83 期事業年度終了後、これを削除する。</u> <u>第 2 条 第 44 条の規定にかかわらず、第 83 期事業年度における中間配当の基準日は平成 23 年 12 月 20 日とする。なお、本附則は第 83 期事業年度終了後、これを削除する。</u>

5. 今後の日程

第 82 回定時株主総会開催日 : 平成 23 年 9 月 15 日予定
定款変更の効力発生日 : 同上

6. 今後の見通し

第 83 期(平成 23 年 6 月 21 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)の連結及び個別の業績見通しにつきましては、本日開示の平成 23 年 6 月期決算短信をご参照ください。

以 上